

## 入札公告

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月8日

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 記

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 宮崎県議会棟ほか空調保守点検業務  
 (2) 業務場所 宮崎県庁1号館2階、議会棟及び県庁2号館  
 (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
 (4) 業務概要 宮崎県庁1号館2階、議会棟及び県庁2号館における冷暖房設備の保守点検及び整備

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和8年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に本店を有していること。		
業務実績に関する事項	平成28年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として施工した実績があること。 建築物に係る冷暖房設備（空気熱源ヒートポンプ式マルチパッケージエアコン）の点検保守及び整備業務		
配置技術者に関する事項	次の事項を満たす技術者を配置することができること。 ただし、アの技術者は、委託期間中に建設工事の現場代理人等の常駐業務に従事しない者であること。 ア 二級ボイラー技士以上、ボイラー整備士、第三種冷凍機械責任者以上、二級冷凍空気調和機器施工技能士以上のいずれかの資格を有する者 ・・・1名以上 イ 第二種電気工事士以上の資格を有する者 ・・・1名以上 ウ 改正フロン排出抑制法による定期点検を行うに十分な知見を有する者 ・・・1名以上 ※ ア～ウは、同一の者が兼ねることができる。 ※ これらの者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、開札日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者とする。 ※ ウの「十分な知見を有する者」については、別添「十分な知見を有する者について」のとおりとする。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 閲覧場所：宮崎県議会事務局総務課（宮崎市橋通東2丁目10番1号）  
 (2) 閲覧期間：令和8年4月8日から令和8年4月22日まで  
 （ただし、土曜日、日曜日を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等 閲覧及び複 写	令和8年4月8日から 令和8年4月22日まで	県庁ホームページで閲覧とダウンロードが可能 宮崎県議会事務局総務課で閲覧
質問の受付	令和8年4月8日から 令和8年4月15日午後5時まで	宮崎県議会事務局総務課へ電子メールで送付する こと。 (gikai-somu@pref.miyazaki.lg.jp)
回答の閲覧	令和8年4月16日から 令和8年4月21日まで	県庁ホームページで閲覧 宮崎県議会事務局総務課で閲覧
入札書 受付期間	令和8年4月16日から 令和8年4月21日午後5時まで	宮崎県議会事務局総務課へ郵送（書留郵便に限 る。）又は持参すること。なお、郵送の場合は、 提出期限内必着とする。 (〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号)
開札日時	令和8年4月22日午前10時	第2委員会室（宮崎県議会棟3階）
入札結果 の公表	令和8年5月上旬から 令和9年3月31日まで	県庁ホームページに掲載 宮崎県議会事務局総務課で閲覧

(注意) 発注機関における閲覧は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 その他の事項

- (1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- (2) 本件入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。
- (3) 再度入札の回数は、1回とする。  
なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ・ 初度入札に参加しなかった者
  - ・ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ・ 連合その他不正な行為があった入札をした者